大北森林組合の補助金不正受給、並びに中村年計被告に対する

同事件並びに詐欺事件に関する判決について

 ―裁判官「長野県に重大な落ち度があった」ことを認める―

日本と信州の明日を開く県民懇話会

（長野県革新懇）

本日（3月28日）、長野地方裁判所において、大北森林組合事件についての判決が行われた。判決主文は、森林組合に対しては100万円の罰金、中村被告については懲役5年の実刑判決が言い渡された。

判決理由の中で、裁判長は県の関与について、本庁林務部と地方事務所の担当者は、架空の高規格作業道を申請することを「助言」し、現地調査を実施ないまま補助金受給を国に申請していたこと、また、地方事務所の関係者が、不正であることを知りながら、予算消化のために不正な申請を容認していたことも認めた。

その上に立って「県に重大な落ち度があった」ことが明確に述べられた。

今回の裁判で重要な問題は、県の関与と責任が明確になったことである。そもそも国が長野県に対し、補助金不正の実行に対し3億5000万円余の制裁金ともとれる加算金を命じ、知事はそれを認め即座に支払った。このことは、県が組織的にこの事件に深く関わったことを自ら実証するものであった。

そして、今回の判決で、県の関与が司法の上で明確にされた。これまで知事は「架空申請は認識していない」と強弁を繰り返してきたが、その責任をどうとるのか。県民は重大な関心を寄せていることは当然である。

県革新懇は、大北森林組合の問題に対し、県民の立場に立って調査団を結成し、過日その中間報告を行い、不正の直接的な要因として「県と組合が相呼応して補助金不正に着手し、それがエスカレートしていった」と結論付け、県の責任を明確にした。

また、本事件に対しては、県民の側から住民監査請求がなされ、さらに、関係した県職員への不起訴処分を不服として検察審査会の審査の申立てがなされている。

大北森林組合問題は、県の関与と責任をめぐって、いよいよその本質に迫る重大な局面を迎えている。県革新懇は、県民の立場に立って、その全面的な解明のため、さらに力をつくす所存である。

2017年3月28日